

平成25年(ワ)第9521号、同第12947号、平成26年(ワ)第2109号  
損害賠償請求事件

原 告 第1次訴訟原告1-1 ほか220名  
被 告 国 ほか1名

### 被告国第6準備書面

平成28年3月3日

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

被告国指定代理人 鈴木和孝

清水真人

今村弘

帆足智典

石本慧

小西弘樹

赤尾信幸

朝山陽子

中野雅康

竹本亮代

武田龍夫

泉雄大

内山則之

佐々木陽子

村川正徳

木村真一

谷川泰淳

青木一哉

村田真一

足立恭二

荒川一郎

忠内巖大代

熊谷和宣代

照井裕之代

森田深代

齋藤哲也代

鈴木健之代

森野央士代

樋口新治代

大瀧拓馬代

加藤彰二代

池田健太郎代

東海斗代

京藤雄太代

田口周平代

細川成己代

大塚雄介代

福島正也代

川原佑介代

第1 はじめに	7
第2 津波の予見可能性に関する原告らの主張に対する反論	7
1 規制権限行使の作為義務を導く前提としての予見可能性については客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づき具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要であること	7
(1) はじめに	7
(2) 客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づく具体的な法益侵害の危険性が予見できることが必要であること	8
(3) 最高裁判例は、作為義務を導くのに必要な予見可能性の対象となる危険発生の程度について、科学的知見の形成、確立を前提としていること	10
ア 最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決（民集49巻6号1600ページ。クロロキン最高裁判決）	10
イ 最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号1032ページ）	12
ウ 最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ）	14
エ 小括	16
(4) 科学的知見が形成、確立したというためには、当該規制に関する専門家による正当化が必要であること	16
(5) いまだ発生していない被害の発生防止のための規制権限の不行使が違法と評価されるためには、より一層、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性の予見が必要であること	20
(6) 小括	21
2 津波評価技術は合理的な手法であること	22
(1) 原告らの主張	22
(2) 津波評価技術において補正係数が1.0とされたことが不合理といえない	

こと	23
(3) 津波評価技術は国際的にも評価された合理的手法であること	23
(4) 小括	24
3 長期評価によっても被告国にO. P. + 10メートルを超える津波の到来について予見可能性は認められず、規制権限不行使の違法性は認められないこと	24
(1) 原告らの主張	24
(2) 確立に至らない知見に基づいて推計することは信頼性の高い予測とはいえないこと	24
(3) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に福島県沖海溝沿いの領域における地震が含まれないことを踏まえれば、長期評価に基づいて規制権限を行使しなかったことが著しく合理性を欠くとはいえないこと	25
ア 地震本部及び中央防災会議	25
イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法は福島第一発電所も対象としていること	27
ウ 長期評価に基づいて被告国が規制権限行使しなかったことが著しく合理性を欠くとはいえないこと	29

## 第1 はじめに

本準備書面において、津波の予見可能性に関する原告らの主張に対し反論する（後記第2）。

なお、略語は、本準備書面で新たに定義するもののほか、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

## 第2 津波の予見可能性に関する原告らの主張に対する反論

1 規制権限行使の作為義務を導く前提としての予見可能性については客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づき具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要であること

### (1) はじめに

原告らは、最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174ページ。以下「伊方原発訴訟最高裁判決」という。）等の最高裁判決を引用した上で（原告らの2014〔平成26〕年11月27日付け準備書面6・27ないし32ページ），炉規法や電気事業法の趣旨、目的、その権限の性質等からすれば、「予見可能性を論じるに当たっても、被告国が、『多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づき、かつ、最新の科学技術水準に即応して、すなわち適時かつ適切に規制権限行使し』たかどうかが問われなければならない」と主張する（原告らの2015〔平成27〕年10月1日付け準備書面18〔以下「原告ら第18準備書面」という。〕・4ないし6ページ）。

しかしながら、被告国第2準備書面第3（11ないし14ページ）で述べたとおり、本件における予見可能性の対象は、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波の発生、到来であるというべきところ、その対象となる事象に対する規制権限行使の作為義務が認められるというためには、客観的かつ合理的な根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づき具体的な

法益侵害の危険性が認められることが必要であり、このことは、原告らが引用する伊方原発訴訟最高裁判決等を含む最高裁判例も前提とするところである。

したがって、最高裁判例の判示を前提としても、福島第一発電所事故当時の確立した科学的知見を離れて予見可能性の有無を検討することはできない。原告らの上記主張が、被告国の注意義務の程度が極めて高度な水準であることからすれば、科学的知見が確立したという程度に至らない場合であっても予見可能性が認められるとの趣旨であれば、原告らの上記主張は誤りである。

以下、詳論する。

## (2) 客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づく具体的な法益侵害の危険性が予見できることが必要であること

国賠法1条1項の違法は、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうとする最高裁判例の立場（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）からすれば、規制権限不行使の違法の問題は、行政庁がいかなる場合に個別の国民（被害者）に対する関係において権限行使すべき職務上の法的義務（作為義務）を負うに至るかという問題に還元されることになる（横山匡輝「権限の不行使と国家賠償法上の違法」国家賠償法体系2・129ページ）。

この点、行政庁が規制権限行使するか否か、行使するとしていつ行使するかについて裁量が認められる特定の規制権限について、これを行使すべき法的義務（作為義務）があるためには、被害の発生を防止するために当該規制権限行使することが選択の余地がないほど差し迫っているとの必要性が基礎づけられなければならないから、その前提として、少なくとも

当該規制権限の不行使が問題とされた当時、当該規制権限を行使する立場にある公務員が、被害の発生を予見することが可能であったといえる客観的状況が認められることが必要である。したがって、予見可能性は、国賠法1条1項の違法の有無を判断するに当たり、法が当該公務員に対して、職務上の法的義務として結果発生の危険性との関係でどのような作為義務を課しているかを検討する前提として考慮要素となる。すなわち、ここで問題とされる予見可能性は、一般的の不法行為において過失を検討する際に考慮される予見可能性（違法な結果の発生を予見すべきであるにもかかわらず不注意のためにこれを予見しないという心理状態（内心の状態））という主観的要件ではなく、国賠法上の違法性（作為義務の有無）の判断要素として考慮されるものであり、客観的、具体的な結果発生の危険性との関係で判断されなければならないものであって、単に抽象的な危険性や危惧感のみから認められるべきものではない。この点については、警察官のパトカーによる追跡を受けて車両で逃走する者が惹起した事故により、第三者たる原告らが大腿骨骨折等の傷害を被ったことを請求原因として、被告県に対し国賠法1条1項に基づく損害賠償を請求した事案である最高裁判所昭和61年2月27日第一小法廷判決（民集40巻1号124ページ）の判例解説（加藤和夫・最高裁判所判例解説民事篇昭和61年度93ページ）が、「パトカーによる追跡のような行為には、ある程度の抽象的な危険が伴うことは、やむを得ないのであって、もし、抽象的な危険がある場合にも、常にこれを中止すべきであるとすれば、パトカーのこのような機能はほとんど発揮できないものと思われる。」（同101ページ）と指摘し、原告らの身体の安全の保護が問題となっている事案において、必要とされる予見可能性の程度として、危険発生の抽象的な可能性ではなく、「被害発生の具体的危険性の有無及び内容」（同ページ）の予見可能性を要求していることが参考されるべきである。

しかも、規制権限を行使する場合を見ても、行政庁に裁量があるとはい

え、被規制者に対する権利、利益の制限や義務、負担の発生、場合によっては刑事罰等による制裁が伴うのであるから、これを行使するためにはその必要性を基礎づけるに足りる客観的かつ合理的な根拠を必要とすることは当然である。したがって、予見可能性の対象としては、規制権限行使が客観的かつ合理的な根拠をもって正当化できるだけの具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要である。

例えば、本件において、原告らは、被告国が電気事業法40条の技術基準適合命令を発令しなかったことの違法を主張するが（原告らの2013〔平成25〕年9月17日付け訴状59、60ページ），技術基準適合命令（修理、改造等の命令）又は処分（一時停止）に違反した者は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科される（同法116条2号。なお、両罰規定が適用されると、法人に対しては3億円以下の罰金刑が科せられる。同法121条1号）。このように技術基準適合命令は刑事罰をもって強制されるなど、被規制者の大きな負担となるのであるから、同命令を発令するためには、客観的かつ合理的な根拠をもって発令を正当化できるだけの具体的な危険性が存在し、かつそれを認識していることが必要であり、更にかかる規制権限の行使が作為義務にまでなるのは、この客観的かつ合理的な根拠としての科学的知見が確立している場合に限られると解すべきである。

### （3）最高裁判例は、作為義務を導くのに必要な予見可能性の対象となる危険発生の程度について、科学的知見の形成、確立を前提としていること

この点、規制権限不行使の違法が問われた最高裁判例を見ても、規制権限行使すべき作為義務を導くのに必要な予見可能性の程度について、科学的知見が形成、確立していることを前提としていると理解される。

ア 最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決（民集49巻6号1600ページ。クロロキン最高裁判決）

クロロキン最高裁判決は、「外国では、昭和三四年に発表されたホップスらの論文により、クロロキン製剤の副作用によって網膜に不可逆性の障害を生ずる例のあることが初めて報告された。我が国においては、昭和三七年に初めてクロロキン網膜症の症例が報告され、その後、昭和四〇年までの間に主要な外国文献の紹介とともにクロロキン網膜症に関する論文の発表や症例の報告がされたが、これらの論文や報告の多くは、クロロキン製剤を長期連用した場合にまれにではあるが不可逆性の網膜障害が生ずるとして、クロロキン網膜症の発症の危険性を警告し、早期発見のための定期的な眼科的検査の必要性を指摘する内容のものであり、クロロキン製剤の有用性を否定するものではなかった。我が国におけるクロロキン網膜症の症例報告は、昭和三七年に一件、同三八年に四件、同三九年に二件、同四〇年に九件、同四一年に八件であった。」などとの、原審が適法に確定した事実関係を前提とした上で、「昭和三七年以降我が国においても、文献等による症例の報告により、クロロキン製剤の副作用であるクロロキン網膜症に関する知見が次第に広まってきたものの、その内容はクロロキン製剤の有用性を否定するまでのものではなく、一方、クロロキン製剤のエリテマトーデス及び関節リウマチに対する有用性は国際的に承認され、昭和五一年の再評価の結果の公表以前においては、クロロキン製剤は、根本的な治療法の発見されていない難病である腎疾患及びてんかんに対する有効性が認められ、臨床の現場において、副作用であるクロロキン網膜症を考慮してもなお有用性を肯定し得るものとしてその使用が是認されていたというのであるから、当時のクロロキン網膜症に関する医学的、薬学的知見の下では、クロロキン製剤の有用性が否定されるまでには至っていなかったものということができる。したがって、クロロキン製剤について、厚生大臣が日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置を探らなかつたことが著しく合理性を欠くものとはいえない。」と判示している。

クロロキン最高裁判決の判文上は、規制権限不行使の違法の判断要素としての「予見可能性」の有無ではなく、飽くまで、クロロキン製剤の有用性（医薬品の治療上の効能、効果と副作用を比較考量し、医薬品として使用する価値があること）の有無の判断の中で結果発生の危険性が検討されている。

もっとも、この事案においては、「我が国においては、昭和三七年に初めてクロロキン網膜症の症例が報告され、その後、昭和四〇年までの間に主要な外国文献の紹介とともにクロロキン網膜症に関する論文の発表や症例の報告がされ」、「昭和三七年以降我が国においても、文献等による症例の報告により、クロロキン製剤の副作用であるクロロキン網膜症に関する知見が次第に広まってきた」という事実関係を前提としていることからすれば、結果発生の危険性は相当程度に存在したと考えられるにもかかわらず、同判決は、その程度の危険の可能性があるだけでは、厚生大臣が一定の行政指導等以外にクロロキン製剤の製造承認の撤回等の措置を執らない不作為が違法とはいえないとしたものである。これは、このような場合にクロロキン製剤の製造承認の撤回等の措置を執らない不作為が違法となるためには、クロロキン製剤の副作用であるクロロキン網膜症に関する医学的、薬学的知見が形成、確立していることを前提としているものと解される。

#### イ 最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号10 32ページ）

最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号10  
32ページ。以下「筑豊じん肺最高裁判決」という。）は、昭和34年頃には、労働省が実施した国内外を通じて最大規模のけい肺健康診断の結果、有所見者が3万8738人であり、そのうち炭鉱労働者が1万1747人（全有所見者の約30パーセント）にも達していることが明らかにな

ったという事実を前提に、通商産業大臣の鉱山保安法に基づく省令改正権限等の規制権限の不行使の違法判断の前提となるじん肺に関する医学的知見に関し、「けい肺審議会医学部会が、昭和34年9月、じん肺に関する当時の医学的知見に基づき、炭じん等のあらゆる種類の粉じんの吸入によるじん肺発症の可能性、危険性を肯定し、その症状が高度なものとなった場合の健康被害の重大性を指摘した上で、けい肺の原因となる遊離けい酸を含有する粉じんに限定せず、あらゆる種類の粉じんに対する被害の予防と健康管理の必要性を指摘する旨の意見を公表した。」などとの、原審が適法に確定した事実関係を前提としつつ、「昭和35年4月以降、鉱山保安法に基づく上記の保安規制の権限を直ちに行使しなかったことは、その趣旨、目的に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。」と判示している。

すなわち、筑豊じん肺最高裁判決の事案においては、鉱山保安法に基づく省令改正権限等の規制権限の不行使が国賠法上違法と判断された昭和35年4月以前に、けい肺審議会医学部会が、「昭和34年9月、じん肺に関する当時の医学的知見に基づき、炭じん等のあらゆる種類の粉じんの吸入によるじん肺発症の可能性、危険性を肯定し、その症状が高度なものとなった場合の健康被害の重大性を指摘した上で、けい肺の原因となる遊離けい酸を含有する粉じんに限定せず、あらゆる種類の粉じんに対する被害の予防と健康管理の必要性を指摘する旨の意見を公表」していた。このように、同判決の事案においては、一審被告国の規制権限不行使が違法と判断された時期以前に、既に、炭じん等の吸入によるじん肺発症の可能性、危険性やその症状が高度なものとなった場合の健康被害の重大性についての医学的知見が我が国において、形成、確立していたといえる状況が存在していたのである。

また、じん肺防止のための粉じん対策についても、昭和30年代初頭ま

でには、さく岩機の湿式型化により粉じんの発生を著しく抑制することができるとの工学的知見が形成、確立していた。

このように、筑豊じん肺最高裁判決においても、炭じん等の吸入によるじん肺発症の危険性等に関する医学的知見やじん肺防止のための粉じん対策に関する工学的知見が我が国において既に確立していたことが前提となって、規制権限の不行使が違法と判断されていることが明らかである。

#### ウ 最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ）

最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ。以下「関西水俣病最高裁判決」という。）の事案は、「史上最悪の公害事件の一つである水俣病に関するものであり、昭和31年5月に患者が公式発見されて以降も死亡者が続発するなど、周辺住民に極めて深刻な健康被害が継続的に生じてい」た（長谷川浩二・最高裁判所判例解説民事篇平成16年度（下）572ページ）と認められており、現に発生した被害が甚大であって、「いかなる手段を使ってでも被害拡大を防ぐことが求められていた（中略）危機的状況」（長谷川・前掲判例解説576ページ）にあったといえる事案である。この事実関係を前提に、関西水俣病最高裁判決は、国は「遅くとも昭和34年11月末ころまでには、水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であること、その排出源がチッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造施設であることを高度のがい然性をもって認識し得る状況にあった。」として、国が「昭和35年1月以後、水質二法に基づく上記規制権限を行使しなかったことは、上記規制権限を定めた水質二法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法というべきである。」と判示している。かかる事案においても、同判決は、水質二法に基づく規制権限の不行使が国賠法上違法であることを導くための予見可能性

の程度について、「水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であり、その排出源がチッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造施設であることを高度のがい然性をもって認識し得る」だけの当時の医学的知見の集積や個別具体的な事情が存在していることを前提として、国の規制権限の不行使について国賠法上違法と判断しているのである。そして、当時の医学的知見の集積状況について見れば、水質二法に基づく規制権限の不行使が国賠法上違法と判断された昭和35年1月以前において、「厚生大臣の諮問機関である食品衛生調査会の特別部会として昭和34年1月に発足した水俣食中毒部会は、同年10月6日、水俣病は有機水銀中毒症に酷似しており、その原因物質としては水銀が最も重要視されるとの中間報告を行った。同年11月12日、食品衛生調査会は、この中間報告に基づいて、水俣病の主因を成すものはある種の有機水銀化合物であるとの結論を出し、厚生大臣に対してその旨を答申した。水俣食中毒部会は、この答申によりその目的を達したとして、そのころ解散した。」との、原審が適法に認定した事実が指摘されており、水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であることに関する医学的知見が我が国においておおむね確立していたといえる状況が存在していたことが認定されている。同事案においては、医学の専門家の全員が一致した意見を有していたわけではないが、厚生大臣の諮問機関が前記医学的知見とほぼ同一の結論を答申するなど、水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であることについて「高度のがい然性をもつて認識し得る」といえる状況が存在していたことが認定されていることに加え、「非常事態というべき」（長谷川・前掲判例解説595ページの表現）被害の重大性、すなわち、この時点で既に周辺住民に極めて深刻な健康被害が継続的に生じており、その拡大防止に一刻の猶予も許されない非常事態が生じていたことを加味して考えれば、「高度のがい然性」という認識に達した時点において、一審被告国の規制権限行使を正当化し、さら

に作為義務にまで至っているとするに足りる科学的知見が形成、確立され、具体的な法益侵害の予見可能性があったと判断したものと考えられる。

## エ 小括

以上のとおり、規制権限不行使の違法が問われた最高裁判例を見ても、規制権限を行使すべき作為義務を導くのに必要な予見可能性が存在すると認められた事案は、いずれも規制権限の不行使が違法とされた時点で、被害が現実に発生し、かつ、当該規制権限の行使が正当化でき、さらにその行使が作為義務にまで至っているといえるだけの科学的知見が既に形成、確立し、具体的な法益侵害の予見可能性があった事案であるということができる。

### (4) 科学的知見が形成、確立したというためには、当該規制に関する専門家による正当化が必要であること

ア 科学的知見は、特定の研究報告によって直ちに形成、確立するものではなく、様々な研究の積み重ねによる仮説の検証、追試という試行錯誤の過程を経て徐々に集積し、その形成、確立に至るものである。知見が形成、確立する過程での様々な見解や調査結果の中には、結果として誤りであつたものも存在する可能性があり、特定の研究報告のみに安易に依拠して規制権限を行使すれば、その規制権限行使は、客観的かつ合理的な根拠をもって正当化できるものとはいはず、かえって、その規制権限行使において依拠した特定の研究報告が誤りであり、専門研究者の多数説に従わなかつたことを理由に当該規制権限行使の違法を被規制者等から問われることにもなりかねない。

そうであれば、ここでいう「形成、確立された科学的知見」とは、一般的には、専門的研究者全員の意見の一一致までは求められないものの、単に一部の専門家から論文等で学説が提唱されただけでは足りず、少なくと

も、その学説が学会や研究会での議論を経て、専門的研究者の間で正当な見解であると是認され、通説的見解といえる程度に形成、確立した科学的知見であることを要するというべきである。

この点について、原告らが引用する伊方原発訴訟最高裁判決は、「現在の科学技術水準に照らし」て安全審査・判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認められるか否か等について判断すべきであるとしているところ、同判決の判例解説（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇平成4年度399ページ）は、「従来の科学的知識の誤りが指摘され、従来の科学的知識に誤りのあることが現在の学界における通説的見解となつたような場合には、現在の通説的見解（括弧内省略）により判断すべきであろう」（ゴシック体は引用者、以下同じ。）（同423ページ）、「現在の通説的な科学的知識によれば、右事故防止対策は不十分であり、その基本設計どおりの原子炉を設置し、将来、これを稼働させた場合には、重大な事故が起こる可能性が高いと認定判断されるときには、当該原子炉の安全性を肯定した設置許可処分は違法であるとして、これを取り消すべきであろう。」（同424ページ）と述べており、裁量行為としてなされた原子炉設置許可処分の取消事由となる違法性の有無を判断するために用いられる科学的知見は「通説的見解」によるべきことを前提として述べているものというべきである。

また、最高裁判所平成9年8月29日第三小法廷判決（民集51巻7号2921ページ、第三次家永教科用図書検定訴訟最高裁判決）の判例解説（大橋弘・最高裁判所判例解説民事篇平成9年度（下）1017ページ）も、「歴史上の事象について学説が分かれる場合、何が学界における定説かということになると、裁判所がその判断をすることは容易ではない。（中略）正に学術的、教育的な専門技術的判断を要するのであって、検定審議会ひいては文部大臣の裁量にゆだねられるところが大きいというべき

であろう。」（同1045ページ）、「本判決の多数意見は、原審が認定した昭和五八年当時の学説状況に照らせば、（中略）大筋（引用者注：731部隊に関する記述の大筋）は、既に当時の学界において否定するものはないほどに定説化していたと評価し得るとし、（中略）原稿記述を全部削除する必要がある旨の修正意見を付したことには、その判断の過程に、検定当時の学説状況の認識及び旧検定基準に違反するとの評価に看過し難い過誤があるものと判断した。」（同1046ページ）と述べている。

イ しかも、今日の社会にあっては、高度の科学技術を用いた経済活動が行われていることから、規制行政を担当する国としては、経済活動に伴う危険性について検討するに当たっても、原因の究明や将来の事象の予測といった点に関して専門的、科学的知見を必要とし、審議会に専門家部会を設けるなどして専門家の関与を求め、判断の正当性、合理性を確保することとしている。このような規制の在り方からすると、規制権限不行使の違法を判断する考慮要素として必要とされる予見可能性に関して、科学的知見が形成、確立したというためには、当該規制に関わる専門家においてかかる知見が支持されていることが必要であるというべきである。

この点は、国の規制権限不行使の違法を認めた筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決もその前提としているところである。すなわち、筑豊じん肺最高裁判決にあっては、じん肺に関する医学的知見に関して、労働省のけい肺審議会医学部会が「昭和34年9月、じん肺に関する当時の医学的知見に基づき、炭じん等のあらゆる種類の粉じんの吸入によるじん肺発症の可能性、危険性を肯定し、その症状が高度なものとなった場合の健康被害の重大性を指摘した上で、けい肺の原因となる遊離けい酸を含有する粉じんに限定せず、あらゆる種類の粉じんに対する被害の予防と健康管理の必要性を指摘する旨の意見を公表した。」と判示しており、じん肺による健康被害に関する規制に関わる専門的機関において、じん肺に関

する医学的知見が確立したことを前提としている。また、関西水俣病最高裁判決においても、厚生大臣の諮問機関である食品衛生調査会の特別部会として発足した水俣食中毒部会が「同年（引用者注：昭和34年）10月6日、水俣病は有機水銀中毒症に酷似しており、その原因物質としては水銀が最も重要視されるとの中間報告を行った。同年11月12日、食品衛生調査会は、この中間報告に基づいて、水俣病の主因を成すものはある種の有機水銀化合物であるとの結論を出し、厚生大臣に対してその旨を答申した。」との事実に基づいて、国において、水俣病の原因物質がある種の有機水銀化合物であることを高度の蓋然性をもって認識し得る状況にあつたと判断しており、やはり水俣病に関して規制を行う機関における公的な専門的知見が必要とされている。

ウ これを原子力規制に関して見ると、原子力の安全確保のために原子力安全委員会が設けられ、原子力安全委員会は、原子力関連施設の設置許可等の申請に関して、規制行政庁が審査を行った結果について、専門的、中立的な立場から、施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は原子炉による災害の防止上支障がないか等について確認し（平成14年法律第178号による改正後の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法13条1項2号），設置許可等の後のいわゆる後段規制についても、その合理性、実効性、透明性等の観点から監視・監査する規制調査を行っていたが、専門的事項については学識経験のある者によって構成される専門審査会等を設けて調査審議を行っていた（同法16条以下）。また、経済産業大臣の事務を分掌する保安院も（平成18年法律第118号による改正後の経済産業省設置法20条3項、4条58号），後段規制について審議会、研究会等を設けて、専門的事項について調査審議することとしていた。

原子炉施設は、高度の科学知識と科学技術を結集して設計、維持、管理がなされているものであり、核物理学、原子力工学、機械工学、放射線医

学、地震学、地質学等多方面にわたる専門分野の知識経験が必要とされる。特に、本件の福島第一発電所事故のように、マグニチュード9クラスの大規模な地震及びこれに伴う津波が発生、到来する可能性といった将来の事象に係る予測判断は、過去のデータと科学的知見に基づいて行うものであるとしても、データの解析、予測条件や予測手法の評価等極めて高度かつ困難な判断であるといえる。したがって、裁判所が福島第一発電所事故及び原告らに被害を発生させた本件地震及びこれに伴う津波と同規模の津波が発生、到来することの予見可能性の有無を判断するに当たっては、当該規制に関わる専門的研究者の間で正当な見解であると是認され、通説的見解といえる程度に形成、確立した科学的知見が尊重されるべきである。

(5) いまだ発生していない被害の発生防止のための規制権限の不行使が違法と評価されるためには、より一層、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の可能性の予見が必要であること

以上のとおり、原子力発電所事故に係る規制権限の行使が要請される場合の予見可能性は、権限行使が客観的かつ合理的な根拠をもって正当化できるだけの科学的知見が形成、確立されていることが必要であるというべきであり、そう解することが最高裁判例の判示に照らしても相当である。

筑豊じん肺最高裁判決及び関西水俣病最高裁判決は、いずれも、既に重大な被害が現実に多数発生していた中での規制権限不行使の違法性が問われた事案であるから、規制権限行使を客観的かつ合理的な根拠をもって正当化することは十分可能であった。これに対し、本件では、平成14年当時、福島第一発電所に到来すると予測された津波の波高は、被告東電が平成14年3月に保安院に報告したO. P. +5. 4から+5. 7メートル（近地津波の場合）であるが（被告国第2準備書面第4の3(4)・22ないし26ページ），これは、過去に観測されたものではなく、全て、コンピュータによる

シミュレーション計算によって予測されたものにすぎない。このように、本件は、原子力発電所敷地にいまだ到来したことのない規模の津波による原子力発電所事故の事案において、現実の被害が何ら発生していない時点における規制権限の行使が正当化できるだけの科学的知見があるか否か、かつ、その行使が作為義務となるほどに確立しているか否かが問われているのである。特に、本件で問題となる規制権限（技術基準適合命令）は、懲役刑によって強制されるなど被規制者に重い負担を課する規制権限であるから、なおさらその確立が必要となる。

したがって、本件地震及びこれに伴う津波の到来に関する確立した科学的知見が存在しない状態でかかる重い負担を伴う規制権限を行使することは客観的かつ合理的な根拠をもって正当化される規制権限の行使とはいえないことは明らかであるから、本件のように、いまだ発生していない被害の発生防止のための規制権限の不行使においては、より一層、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の予見可能性があつて初めてその違法が問題とされるべきものである。

#### (6) 小括

以上のとおり、予見可能性は、国賠法1条1項の違法の有無を判断する前提としての考慮要素であり、法が当該公務員に対して、結果発生の危険性との関係でどのような職務上の法的義務を課しているかを検討する前提としての考慮要素となるものであるから、その判断は、権限不行使が問題とされる当時の科学技術水準や確立した科学的知見を離れては論じ得ない。

特に、本件では、高度の科学知識と科学技術を結集して設計、維持、管理がなされる原子炉施設における、核物理学、原子力工学、機械工学、放射線医学、地震学、地質学等多方面にわたる専門分野の知識経験を踏まえた将来の事象に係る予測判断が問題とされている。このような予測判断の場面において、これら専門分野における通説的見解においても想定することができな

かった事象を予見し、これに対する対策を義務付けるとすれば、経済産業大臣に不可能を強いる結果となることが明らかである。

したがって、本件においても、権限不行使が問題とされる当時において、学識経験者の間でどのような知見が形成、確立され、通説的見解とされていたのか、取り分け地震予測や津波予測といった、いまだに未解明の事項が多く残り、なお発展過程にある学術分野において、過去のデータの解析、予測条件や予測手法の評価等について、どのような研究成果が通用性を有するものとして専門家において広く受容され、どのような事項が今後の研究の継続により解明されるべき課題として認識されていたかが慎重に吟味される必要がある。

よって、福島第一発電所事故当時の科学技術水準や確立した科学的知見を離れて予見可能性の有無を検討することはできないのであるから、原告らの上記主張が、被告国の注意義務の程度が極めて高度な水準であることからすれば、科学的知見が確立したという程度に至らない場合であっても予見可能性が認められるとの趣旨であれば、原告らの上記主張は誤りである。

## 2 津波評価技術は合理的な手法であること

### (1) 原告らの主張

被告国第2準備書面第4の3(4)(22ないし26ページ)で述べたとおり、土木学会原子力土木委員会は、平成14年2月に津波評価技術（甲B第1号証ないし同第3号証）を刊行し、被告東電は、同年3月、津波評価技術に従って「津波の検討－土木学会『原子力発電所の津波評価技術』に関する検討－」（甲B第19号証）を策定し、保安院に対し、福島第一発電所の設計津波最高水位は、近地津波でO.P.+5.4ないし+5.7メートル、遠地津波でO.P.5.4ないし+5.5メートルであると報告した。

これに対し、原告らは、津波評価技術について、「補正係数が1.0とすることは補正係数を持ち込まないことと同じであるから、安全側に何らの余

裕を取らなかつたといえ、（中略）津波評価技術は安全側の発想に立ったとはいえない。」（原告ら第18準備書面24ページ）として、想定津波水位の補正係数が1.0とされたことを問題とする（同準備書面23ないし26ページ）。

**(2) 津波評価技術において補正係数が1.0とされたことが不合理といえないこと**

津波評価技術における「手法の特長は、津波予測の過程で介在する種々の不確定性を設計の中に反映できること」（甲B第3号証iページ）にあり、被告国第2準備書面第4の3(4)（22ないし26ページ）で述べたとおり、津波評価技術による設計津波水位の評価は、想定津波の波源の不確定性を設計津波水位に反映させるため、基準断層モデルの諸条件を合理的範囲内で変化させた数値計算を多数実施し、その結果得られる想定津波群の波源の中から評価地点に最も影響を与える波源を選定しており、この手順によって計算される設計想定津波は平均的には既往津波の痕跡高の約2倍となっていることが確認されているのであるから、その計算値は安全側の発想に立って計算された値と評価することができる。

したがって、補正係数を1.0としたことをもって、科学的に不合理であるとは認められない。

**(3) 津波評価技術は国際的にも評価された合理的手法であること**

さらに、津波評価部会の部会主査であった岩手県立大学の首藤伸夫教授は、津波評価技術の巻頭において、「現時点で確立しており実用として使用するのに疑点のないものが取りまとめられている。」（甲B第3号証ii, iiiページ）と述べていた。津波評価技術は、米国原子力規制委員会（U S N R C）が2009年（平成21年）に作成した報告書において、「世界で最も進歩しているアプローチに数えられる」と評価され（丙B第34号証の1・59ページ、丙B第34号証の2），国際原子力機関（I A E A）が福島第

一発電所事故後の平成23年11月に公表した報告書においても、IAEA基準に適合する基準の例として参照されており（丙B第35号証の1・113ないし119ページ、丙B第35号証の2），国際的にも評価を受けていることからすれば、客観的に合理性を有する評価方法であったというべきである。

#### (4) 小括

以上より、原告の上記主張は理由がない。

### 3 長期評価によっても被告国にO.P.+10メートルを超える津波の到来について予見可能性は認められず、規制権限不行使の違法性は認められないこと

#### (1) 原告らの主張

被告国が、「『長期評価』に基づいて本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来することはもとよりO.P.+10メートルに達する津波が到来することを予見できたとはいえない。」（被告国第2準備書面第4の3(5)オ・35ページ）と主張したことに対し、原告らは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門委員会では、福島県沖海溝沿いの領域は防災対策の検討対象とならず、長期評価の見解が採用されなかつたことについて、「他の資料と比較すれば、福島県沖海溝沿い領域の地震の発生可能性を否定する中央防災会議の見解はむしろ不合理である」と主張する（原告ら第18準備書面32ページ）。

#### (2) 確立に至らない知見に基づいて推計することは信頼性の高い予測とはいえないこと

しかしながら、被告国第2準備書面第4の3(5)イ及びエ（31、33ないし35ページ）で述べたとおり、三陸北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）の発生領域及び発生確率の評価の信頼度については、地震本部自身により「やや低い」と評価されている上に、平成15年当時、「長期評価」と整合しない見解も複数存在していた。また、本件地震発

生以前は、地震学者の間でも、沖合の海溝寄りの領域で発生する津波地震については、長期評価のようにマグニチュード8クラスの地震が三陸沖から房総沖にかけてのどこでも起こり得るとする考え方だけでなく、それとは反対に、特定領域でしか起こらないとする考え方もあった（甲A第2号証・政府事故調最終報告書・本文編303、304ページ）。

このように福島県沖海溝沿いの領域において明治三陸地震と同様のマグニチュード8クラスのプレート間大地震が起こり得るという考えは地震学者の間で見解が分かれていたのであり、科学的に確立したものとなつていなかつたのであるから、そのような知見に基づいて明治三陸地震の断層モデルの位置を福島県沖海溝沿い領域に移動して津波高さを推計することは、信頼性の高い予測とはいえず、被告国の予見可能性を認める根拠とはならない。

**(3) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に福島県沖海溝沿いの領域における地震が含まれないことを踏まえれば、長期評価に基づいて規制権限を行使しなかつたことが著しく合理性を欠くとはいえないこと**

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会では、福島県沖海溝沿いの領域は検討対象とならず、長期評価の考えが採用されなかつたことは、被告国第2準備書面第4の3(5)ウ（31ないし33ページ）で述べたとおりである。以下、上記専門調査会の設置された中央防災会議と地震本部との関係等を説明した上、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の内容を踏まえ、長期評価に基づいて規制権限を行使しなかつたことが著しく合理性を欠くとはいえないことにつき、ふえんして述べる（なお、以下のアないしウに述べる法令はいずれも本件地震発生時点のものである。）。

**ア 地震本部及び中央防災会議**

**(ア) 地震本部**

平成7年に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、全国にわたる総合

的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法が制定された。阪神・淡路大震災発生当時、地震に関する調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達され活用される体制にならなかったという課題意識の下に、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、同法 7 条 1 項に基づき、総理府（当時。現在は文部科学省）に政府の特別の機関として地震本部が設置された。

地震本部は、地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること（同法 7 条 2 項 1 号）、関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと（同項 2 号）などの事務をつかさどっている。地震本部は、文部科学大臣を長とし（同法 8 条 1 項）、本部員を関係行政機関の職員のうちから文部科学大臣が任命することとされており（同条 3 項）、現在は内閣官房副長官、内閣府事務次官、文部科学事務次官等が本部員となっている。

地震本部には、政策委員会（同法 9 条）及び地震調査委員会（同法 10 条）が置かれている。

政策委員会は、地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案、関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整、地震に関する総合的な調査観測計画の策定、地震調査委員会で実施する評価に基づく広報を行うため、調査審議を行っている（同法 9 条 1 項）。政策委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、文部科学大臣が任命することとされており（同条 2 項）、現在は内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）、内閣府政策統括官（防災担当）、文部科学省研究開発局長等が委員となっている。

地震調査委員会は、地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行っている（同法10条1項）。地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、文部科学大臣が任命することとされており（同条3項），現在は大学教授や気象庁地震火山部地震予知情報課長等が委員となっている（以上につき、丙B第36号証、丙B第37号証参照）。

#### (イ) 中央防災会議

中央防災会議は、災害対策基本法11条1項に基づく内閣府に設置された機関であり、防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること（同条2項1号），内閣総理大臣の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること（同項3号）などの事務をつかさどっている。中央防災会議は、内閣総理大臣を会長とし（同法12条2項），全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されている（同条5項）。

中央防災会議は、その議決により、専門調査会を置くことができ（災害対策基本法施行令4条1項），日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会もその一つであった。

#### (ウ) 地震本部と中央防災会議の関係

我が国の防災対策は、中央防災会議の定める防災基本計画に示される方針の下に進められており、地震調査研究もその中に位置づけられている。地震本部は、地震調査研究に関する総合的かつ基本的な施策を立案する際には、中央防災会議の意見を聴かなければならぬこととされており（地震防災対策特別措置法7条3項），防災対策全般と地震に関する調査研究との調整が図られている（以上につき、丙B第37号証参照）。

### イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する

る特別措置法は福島第一発電所も対象としていること

(7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会

平成15年5月に宮城県沖を震源とする地震、同年7月に宮城県北部を震源とする地震、同年9月に十勝沖地震が発生し、特に東北・北海道地方における地震防災対策強化の必要性が認識されたことから、中央防災会議は、平成15年10月、当該地域で発生する大規模海溝型地震対策を検討するため、地震学、地質学、土木工学、建築学などの専門家14名からなる「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」を設置した（丙B第9号証、丙B第38号証81ページ）。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会は、平成15年10月の第1回会合以降、検討対象とすべき地震や津波を整理とともに、地震の揺れや津波の高さの分布、それらに基づく被害想定及び地震防災対策について検討を重ねた（丙B第39号証9ページ）。

(8) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

平成16年4月2日、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、平成17年9月1日に施行された。同法は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている（同法1条）。

同法において、内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震

防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定するものとされ（同法3条1項），推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならないこととされている（同条2項）。

推進地域の指定があった場合、中央防災会議は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画を作成し、その実施を推進しなければならないとされている（同法5条1項）。また、推進地域内において病院、劇場、百貨店、旅館等の施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならないこととされており（同法7条1項），政令で定める施設又は事業として、石油コンビナートや老人福祉施設等と並んで核燃料物質を取り扱う原子炉施設も対象とされている（同法施行令3条7号、炉規法23条2項5号）。

平成17年9月27日、内閣総理大臣から中央防災会議に対して「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」の指定についての諮問がされ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会において推進地域の指定基準及び推進地域の妥当性について検討され、その検討結果を踏まえて平成18年2月17日に中央防災会議から内閣総理大臣に答申がなされ、同月20日、推進地域が決定された。福島第一発電所が所在する福島県双葉郡大熊町及び同郡双葉町も推進地域に指定されたことから、福島第一発電所についても対策計画を作成しなければならないこととされた。

#### ウ 長期評価に基づいて被告国が規制権限を行使しなかったことが著しく合理性を欠くとはいえないこと

(ア) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会が長期評価の

## 考え方を採用しなかったこと

被告国第2準備書面第4の3(5)ウ(31ないし33ページ)で述べたとおり、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会は、北海道及び東北地方を中心とする地域に影響を及ぼす地震のうち、特に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に着目して、防災対策の対象とすべき地震を選定した。調査対象領域の分類については、「千島海溝沿いの地震活動の長期評価」及び長期評価による分類が基本とされ、防災対策の検討対象とする地震（推進地域の指定に当たって検討対象とする地震）として、三陸沖北部の地震、宮城県沖の地震、明治三陸タイプの地震（明治三陸地震の震源域の領域で発生する津波地震）等が検討対象とされたが、福島県沖海溝沿いの領域については、検討対象とされなかつた。また、福島県沖・茨城県沖の領域については、「M7クラスの地震（中略）が発生しているが、これらの地震の繰り返し発生は確認されていない。」とされた（丙B第9号証4, 6, 9及び14ページ、丙B第38号証52ないし67ページ）。防災対策の検討対象とする地震による海岸での津波高さの最大値は、福島県双葉郡大熊町において5メートル（T.P.（=東京湾平均海面）基準）を超えないものとされている（同号証65ページ）。

(イ) 被告東電に対し、福島県沖海溝沿い領域の地震に伴う津波に対して防災対策を検討することは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づくものとしては求められていなかったこと

原告らは、福島県沖海溝沿い領域の地震を検討対象としないという中央防災会議の方針には反対意見が出されていたと主張する（原告ら第18準備書面33, 34ページ）。

しかし、防災基本計画を作成し、その実施を推進する事務を行うのは

中央防災会議であり、その議決により設置された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会においては、地震本部が公表した長期評価等を基に地震学、地質学などの専門家により議論が尽くされた結果、福島県沖海溝沿いの領域で起こる地震については、防災対策の検討対象とする地震とはされなかつたのである。

前記イ(イ)のとおり、福島第一発電所も日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法7条1項の「政令で定めるもの」に該当するから、被告東電が福島第一発電所について「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項」(同条4項)について対策計画を定める場合には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会において検討対象とする地震と整理された地震を対象として作成することになる(ただし同法8条1項5号の特則がある。)。しかし、上記のとおり、福島県沖海溝沿いの領域で起こる地震については、防災対策等の検討対象とする地震とはされなかつたから、被告東電に対し、福島県沖海溝沿い領域で発生する地震に伴う津波に対して防災対策を検討することは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づくものとしては求められていなかつた。

このような状況において、中央防災会議(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会)が採用しなかつた長期評価の考えに基づいて被告国が被告東電に対して津波防護対策を求める規制権限を行使しなかつたとしても、著しく合理性を欠くとはいえない。

#### (ウ) 原子炉施設の性格を考慮しても被告国の規制権限不行使の違法が認められないこと

この点、原告らは、「中央防災会議において一般市民レベルの防災の

見地からで（ママ）津波想定を定めるものであり、原発においては極めて高度にリスク管理が必要な中で津波想定が求められるレベルとは、要求される水準がそもそも異なる」と主張する（原告ら第18準備書面31ページ）。

確かに、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉施設の安全性が確保されないときは、その周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能に汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあること（伊方原発訴訟最高裁判決参照）からすれば、原子炉施設における地震、津波防災対策が老人福祉施設等の施設と同等のもので足りるとはいえない。

しかしながら、前記イ(イ)のとおり、中央防災会議の決定は、一般市民のみを対象とするものではなく、原子炉施設をも対象とするものである。

また、前記(2)のとおり、長期評価における三陸北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）の発生領域及び発生確率の評価の信頼度が地震本部自身により「やや低い」と評価され、「長期評価」と整合しない見解も複数存在し、本件地震発生以前は、地震学者の間でも、沖合の海溝寄りの領域で発生する津波地震について長期評価と反対の考えもあった。

かかる状況に照らせば、原子炉の利用及び安全確保に一次的責任を負う被告東電に対して、二次的かつ補完的責任を負うにとどまる被告国において規制権限を行使するに至らなかったとしても、その判断が著しく合理性を欠くとはいえない。

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ペ ー ジ	備 考
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震	答弁書	6	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	6	
福島第一発電所	福島第一原子力発電所	答弁書	6	
福島第一発電所事故	福島第一発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	7	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	7	
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	答弁書	8	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	8	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書	答弁書	10	
O. P.	「Onahama Peil」(小名浜港工事基準面)	答弁書	11	
東電事故調査報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付け「東電事故調査報告書」	答弁書	12	
S P E E D I	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム	答弁書	21	

ERSS	独立行政法人原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム	答弁書	22	
国賠法	国家賠償法	答弁書	32	
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面	9	
原災法	原子力災害対策特別措置法	第1準備書面	9	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面	11	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	第1準備書面	12	
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面	15	
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面	18	
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分	第1準備書面	20	
後段規制	設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第1準備書面	21	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面	23	

昭和 45 年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和 45 年 4 月 23 日原子力委員会了承）	第 1 準備書面	23	
地震本部	地震調査研究推進本部	第 1 準備書面	27	
平成 13 年安全設計審査指針	平成 13 年 3 月 29 日に一部改訂がされた安全設計審査指針	第 1 準備書面	30	
平成 13 年耐震設計審査指針	平成 13 年 3 月 29 日に一部改訂がされた耐震設計審査指針	第 1 準備書面	31	
平成 18 年耐震設計審査指針	平成 18 年 9 月 19 日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針	第 1 準備書面	35	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成 24 年 7 月 23 日付け「最終報告」	第 1 準備書面	59	
原告ら第 13 準備書面	原告らの 2015 年（平成 27 年） 5 月 15 日付け準備書面 13	第 2 準備書面	7	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成 7 年 6 月 23 日第二小法廷判決（民集 49 卷 6 号 1600 ページ）	第 2 準備書面	8	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年 11 月 24 日第二小法廷判決（民集 43 卷 10 号 1169 ページ）	第 2 準備書面	10	

延宝房総沖地震	慶長三陸地震（1611年）及び1677年11月の地震	第2準備書面	20	
津波評価技術	土木学会原子力土木委員会が、平成14年2月に刊行した、「原子力発電所の津波評価技術」	第2準備書面	22	
長期評価	地震調査研究推進本部（地震本部）が、平成14年7月31日に公表した、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	第2準備書面	26	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面	40	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面	40	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面	40	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面	40	
貞觀津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震	第2準備書面	54	
佐竹ほか（2008）	平成20年に刊行された「石巻・仙台平原における869年貞觀津波の数値シミュレーション」（佐竹健治・行谷佑一・山木滋）	第2準備書面	56	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・	第2準備書面	58	

	津波、地質・地盤合同ワーキンググループ			
本件各評価書	被告東電の耐震バックチェック中間報告書に対する保安院の評価書（「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」）	第2準備書面	58	
原告ら第15 準備書面	原告らの2015年（平成27年）5月15日付け準備書面15	第3準備書面	7	
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	第4準備書面	6	
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第4準備書面	13	
原告ら第19 準備書面	原告らの2015年（平成27年）10月1日付け準備書面19	第5準備書面	5	
伊方原発訴訟 最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174ページ）	第6準備書面	7	
原告ら第18 準備書面	原告らの2015年（平成27年）10月1日付け準備書面18	第6準備書面	7	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号1032ページ）	第6準備書面	12	

	ジ)			
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ）	第6準備書面	14	
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域	第6準備書面	29	

特に断らない限り答弁書とは、平成26年9月18日付け答弁書を、第1準備書面とは平成27年3月5日付け被告国第1準備書面を、第2準備書面とは平成27年7月30日付け被告国第2準備書面を、第3準備書面とは平成27年10月15日付け被告国第3準備書面を、第4準備書面とは平成27年12月17日付け被告国第4準備書面を、第5準備書面とは平成28年3月3日付け被告国第5準備書面を、第6準備書面とは平成28年3月3日付け被告国第6準備書面を指す。